

## 令和2年度滋賀県地域エネルギー活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、『しがエネルギービジョン』（平成28年3月策定）に掲げる「新しいエネルギー社会」の実現に向けて、エネルギー自治の推進やエネルギー分野からの地域活性化を図るための地域団体等による主体的な活動を支援するため、これに要する経費に対し、予算の範囲内で令和2年度滋賀県地域エネルギー活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 この要綱における「補助事業者」とは、特定非営利活動法人、公益法人等の民間非営利団体（自治会を除く。以下「団体等」という。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 滋賀県内に所在地または活動の拠点を有すること。
- (2) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。
- (3) 会計経理体制が明確になっていること。
- (4) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- (5) 補助事業者の代表または役員等が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自らの団体もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

キ イからカまでに掲げる者がその運営に実質的に関与している者

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、第1条に定める趣旨に沿った事業であり、次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 1団体等あたり1年度に1件とすること。
- (2) 同一事業を実施する場合の申請は、2箇年を限度とすること。
- (3) 滋賀県内で行われる事業であること。
- (4) 実施する事業の効果が県全域または広域に及ぶ事業であること。
- (5) 事業に直接要する経費が100千円以上の事業であること。
- (6) 交付決定の日から令和3年3月31日までに実施すること。

2 次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 専ら営利を目的とするもの
- (2) 特定の団体の宣伝を目的とするもの
- (3) 政治的または宗教的な宣伝意図を持つもの
- (4) 国、県、市町その他の団体から補助金等の交付（予定を含む。）を受けているもの（補助対象部分が明確に区分できる場合は除く。）

（補助対象経費および補助金額）

第4条 補助対象経費および補助金額は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費は、別表に定める経費のうち県が認めた経費とする。
- (2) 補助金額は、補助対象経費から寄付金その他参加料等の収入額を控除した額とし、40万円を限度額とする。（千円未満切り捨て）

（採択の申請）

第5条 補助金の交付を希望する者は、採択申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。ただし、採択申請時に団体等が設置されていない場合は、事務局を担うことを予定している者を申請者として申請することができる。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 補助金所要額調書（別紙2）
- (3) 収支予算書（別紙3）
- (4) 団体運営に関する書類（定款または規約および役員名簿）
- (5) その他知事が必要と認める書類

（事業計画の採択）

第6条 知事は、前条の採択申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに採択または不採択の結果を、採択通知書（様式第2号）または不採択通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第7条 前条の採択通知を受けて、補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 補助金所要額調書（別紙2）
- (3) 収支予算書（別紙3）
- (4) 誓約書（別紙4）
- (5) 団体運営に関する書類（定款または規約および役員名簿）
- (6) 県税の納税証明書（未納がないことの証明または非課税証明書でも可）
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の補助金を交付するに当たって、当該補助金に係る消費税および地方消費税に

係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### （補助金の交付決定）

第8条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるものについて、申請のあった日から30日以内に補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助事業者に対して交付決定の通知を行うものとする。

2 知事は、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して、補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

#### （事業計画の変更等）

第9条 補助事業者は、事業の内容を変更しようとする場合には、事業計画変更承認申請書（様式第7号）に第7条第1項各号に掲げる必要書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更については、この限りではない。

(1) 補助対象経費の総額の20%以上の変更

(2) 事業の実施場所の変更

(3) その他の計画内容の大幅な変更

2 知事は、前項の規定による承認を行う場合に、必要に応じて、交付決定の内容を変更し、または条件を付することができる。ただし、補助金額の増額は行わないものとする。

3 知事は、第1項の変更の承認を行ったときは、申請のあった日から30日以内に、補助事業者に対し、書面により通知するものとする。

#### （事業の中止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による承認を行ったときは、申請のあった日から30日以内に、補助事業者に対し、書面により通知するものとする。

#### （実績報告）

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは（事業の中止または廃止の承認を受けた場合を含む。）、事業を完了した日から起算して30日を経過した日または翌年度4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（別紙5）

(2) 補助金支出済額調書（別紙6）

(3) 収支決算書（別紙7）

- (4) 支払の事実を確認できるもの（写）
- (5) 事業実施の状況がわかる写真
- (6) 補助事業による成果物（調査結果報告書、アンケート集計結果、チラシ、パンフレット等）
- (7) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、前条の規定により報告を受けた場合において、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、報告を受けた日から30日以内に、額の確定通知書（様式第10号）により、補助事業者に対して通知を行うものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

2 補助金は、精算払の方法により交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の規定による交付決定（第9条第3項の規定による変更の承認および第10条の規定による中止の承認を含む。）の全部または一部を取り消し、補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、補助事業者に通知するものとする。

- (1) この要綱および規則に違反したことにより知事の指示を受け、その指示に従わないとき
- (2) 補助事業の内容がこの要綱の規定を満たさない事実が明らかになったとき
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為があったとき
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後についても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第15条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金を交付せず、または既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により、補助金の返還を命じられたときは、遅滞なく返還しなければならない。

（補助金の経理等）

第16条 補助事業者は、補助金の収入および支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を明確にしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿および証拠書類を当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、額の確定に伴う報告書(様式第13号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全額または一部の返還を命ずる。

(検査等)

第18条 知事は、補助事業者に対し、補助事業に関する必要な指示をして報告を求め、または検査をすることができる。

2 知事は、補助事業者に対し、補助事業完了後も、事後状況について報告を求めることができる。

(補助事業の公表)

第19条 補助事業者は、この要綱により補助金の交付を受けた事業の内容および進捗状況、効果等について県が公表することに同意するものとする。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和2年5月13日から施行し、令和2年度の補助金に適用する。

別表（第4条関係）

種 別	内 容	備 考
賃 金	事業実施に必要な臨時アルバイト等の賃金	補助事業者の職員（事業実施に必要な臨時アルバイト等を除く。）および個人等に対する謝金、旅費および食糧費、事務所の賃借料等の経常的運営に要する経費、備品購入費、設備設置等に対する経費、ならびに振込等に係る手数料は、補助対象経費とならないものとする。 消耗品は、1品目あたりの取得原価（単価）が税込みで3万円未満であるものをいう。
謝 礼	外部専門家等に対する謝礼	
旅 費	外部専門家等に対する旅費	
食 糧 費	外部専門家等に対する飲み物代（アルコール類は除く）	
消 耗 品 費	事業実施に必要な事務用品、啓発資材等の購入費	
印 刷 製 本 費	チラシ、冊子、報告書等の作成費等	
委 託 料	簡易な調査等（ただし、事業全体経費の1/2を超えないこと）	
通 信 運 搬 費	事業実施に必要な郵送料、運搬費等	
使用料・賃借料	事業実施に必要な会場使用料・器具の使用等にかかる経費等	
保 険 料	事業実施に必要な保険料	
その他知事が必要と認める経費		